

【回 答】

質問項目	質問内容	回答内容
2 本事業の概要 (3)本事業の実施内容 ① (イ)	移管に必要な手続きを支援すること。とは具体的にどのような手続き及び支援でしょうか。	都・町との資産譲渡手続き（譲渡契約書の作成等）、完成図書（維持管理の手順等を含む）の引継ぎ等が想定されます。
2 本事業の概要 (3)本事業の実施内容 ② (ウ)	既存の埋設物の位置が分かる図面等の資料を入手することは可能でしょうか。	既存の図面は開示可能な範囲で提供します。
2 本事業の概要 (3)本事業の実施内容 ② (オ)	設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行うこととなっていますが、事業の実施期間終了（令和8年3月31日）までと考えて宜しいでしょうか。また、運転管理の内容は、現地に常駐して管理する形態ではなく、定期点検や緊急時の対応と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、現地に常駐する必要はありませんが、故障時の速やかな復旧対応に資する体制構築及び効果検証に必要なデータ採取は求められます。
2 本事業の概要 (3)本事業の実施内容 ② (キ)	導入効果の検証は、事業の実施期間内に実施するということで宜しいでしょうか。（夏場の冷房ピーク時の運転データを採取するためにはそれまでに設備を稼働できるようにする必要があります。）	ご認識のとおりです。
2 本事業の概要 (3)本事業の実施内容 ② (キ)	導入効果の検証を行うためには、従来システム（既設設備）の運転実績データと比較する必要がありますが、必要なデータはご提供いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	既存のデータは開示可能な範囲で提供します。

2 本事業の概要 (5)事業費の支払い等	本事業の実施に要する経費について(中略)令和7年度に支払うとされていますが、令和6年度の実施内容についても令和7年度末の支払いになるということでしょうか。	令和6年度実施内容は令和7年度実施内容と併せて、本事業完了後に一括して支払います。
(別表1)	「一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費」は、事業実施中の人件費は対象と考えてよろしいでしょうか。また、補助人件費は事業完了後も対象になるのでしょうか。	事業実施中の人件費は対象となります。補助人件費は経常経費ではないため、「一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費」と標記しております。本事業完了後の補助人件費の取扱いについては、「四 本事業の実施期間外に使用した経費(協定を締結した日以前及び原則として令和8年4月1日以降に使用した経費)」に基づき、対象外です。
(別表2) 3 実施体制 事業実施計画	地元の民間事業者と共同した施工体制となっているかとありますが、提案書の段階で具体的な事業者の選定が必要でしょうか。	提案書の段階で具体的な事業者の選定は必要ありません。
様式2 提案書及び提案書概要版 項目1 財務状況及び再エネ設備の導入実績	再エネ設備の導入実績として、JICA(国際協力機構)や国立大学からの受託事業も該当するのでしょうか。 また、地方自治体から受注した熱応答試験業務も該当するのでしょうか。	国・地方自治体に対する再エネ設備導入実績により事業継続性を確認することを目的としておりますが、本事業の公募に当たり必須条件ではありません。 国・地方自治体への再エネ設備の導入実績がない場合は、これに類似する法人格への導入実績を記載してください。